

議 事 日 程 （第 1 号）

令和 6 年 4 月 30 日（火曜日）午前 9 時 30 分 開議

日程第 1 仮議席の指定について

日程第 2 選第 3 号 下呂市議会議長の選挙について

日程第 3 承第 1 号 専決処分の承認について（下呂市税条例の一部を改正する条例）

日程第 4 承第 2 号 専決処分の承認について（下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第 5 承第 3 号 専決処分の承認について（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う下呂市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例）

日程第 6 承第 4 号 専決処分の承認について（令和 6 年度下呂市一般会計補正予算（第 1 号））

日程第 7 同第 5 号 下呂市固定資産評価員の選任について

日程第 8 議第 57 号 下呂市職員定数条例の一部を改正する条例について

（追加日程）

追加日程第 1 議席の指定について

追加日程第 2 会議録署名議員の指名について

追加日程第 3 会期の決定について

追加日程第 4 諸般の報告について

追加日程第 5 選第 4 号 下呂市議会副議長の選挙について

追加日程第 6 発第 1 号 下呂温泉街整備特別委員会の設置に関する決議について

追加日程第 7 発第 2 号 濃飛横断道・リニア特別委員会の設置に関する決議について

追加日程第 8 発第 3 号 議会改革特別委員会の設置に関する決議について

追加日程第 9 発第 4 号 広報広聴特別委員会の設置に関する決議について

追加日程第 10 下呂市議会常任委員の選任について

追加日程第 11 下呂市議会運営委員の選任について

追加日程第 12 下呂市議会特別委員の選任について

追加日程第 13 選第 5 号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

追加日程第 14 閉会中の継続調査申出について

出席議員（14 名）

議長 中 島 達 也

2 番 桂 川 融 己

4 番 高 井 範 和

6 番 加 藤 久 人

1 番 下 平 裕次郎

3 番 大 西 尚 子

5 番 桂 川 いずみ

7 番 鷺 見 昌 己

8番 田 口 琢 弥
10番 田 中 喜 登
12番 中 島 ゆき子

9番 森 哲 士
11番 尾 里 集 務
13番 今 井 政 良

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	山 内 登	副 市 長	田 口 広 宣
教 育 長	中 村 好 一	会 計 管 理 者	中 谷 三 男
総 務 部 長	野 村 穰	まちづくり推進部長	田 谷 諭 志
地域振興部長	大 坪 孝 弘	教 育 委 員 会 長	山 中 明 美
環 境 部 長	田 口 昇	農 林 部 長	青 木 秀 史
農 林 部 理 事	大 島 愛 彦	建 設 部 長	大 前 栄 樹
金 山 病 院 長	池 戸 美 紀	市 民 保 健 部 長	森 本 千 恵
福 祉 部 長	小 澤 和 博	観 光 商 工 部 長	小 池 雅 之
消 防 長	遠 藤 丙 午	上 下 水 道 部 長	今 村 正 直

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	田 添 誠	書 記	細 江 隆 義
-------------	-------	-----	---------

○議会事務局長（田添 誠君）

おはようございます。

改選後の初議会でございますので、開会に先立ちまして、最初に市長から御挨拶をお願いいたします。

○市長（山内 登君）

皆さん、おはようございます。

まずもって、このたびの市長選挙の結果、引き続き下呂市政のかじ取りをお任せいただけることになりました。どうぞよろしくお願いをいたします。

初心に戻って、謙虚さと誠実さを忘れず、市民の皆様との対話を重視して、スピード感を持って公約の実現に向け全力で取り組んでまいります。

また、議員各位におかれましては、このたびの御当選、誠におめでとうございます。議会と執行部とは二元代表制の下、互いに緊張感を保持し、共に市政の発展に努める、いわば車の両輪であります。今後ともよろしく御指導御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

最後になりますが、本臨時会には専決処分の承認 4 件のほかを上程させていただいておりますので、よろしく御審議賜りますことをお願い申し上げまして、冒頭の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議会事務局長（田添 誠君）

ありがとうございました。

本日は、一般選挙後最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。出席議員の中で、中島達也議員が最年長議員でありますので、御紹介を申し上げます。

中島達也議員、議長席に御着席願います。

〔年長議員 中島達也議員、議長席に着く〕

○臨時議長（中島達也君）

ただいま御紹介いただきました中島達也でございます。

地方自治法第 107 条の規定により、私が臨時に議長の職務を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

このたび選挙におきまして、市民の負託を受けられ、当選された議席を得られたわけであります。初対面の方もあるかと思いますので、簡単に自己紹介をお願いいたします。

下平議員から、自席にて順次起立にて自己紹介をお願いします。

〔議員の自己紹介〕

それでは皆様、温かい拍手をよろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

それでは、執行部のほうの自己紹介をお願いします。

まず初めに、副市長、お願いいたします。

〔副市長の自己紹介〕

ありがとうございました。

続いて、教育長、お願いいたします。

〔教育長の自己紹介〕

続いて、執行部職員の紹介をお願いいたします。

総務部長から順次、お願いいたします。

〔順次、議会出席執行部紹介〕

ありがとうございました。議員の皆様、盛大な拍手をお願いいたします。

◎開会及び開議の宣告

○臨時議長（中島達也君）

ただいまの出席議員は14人で、定足数に達しております。これより令和6年第3回下呂市議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

議長の選挙までの日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、報道機関、広報「げろ」及びCCNより取材の申込みがございましたので、これを許可いたします。

◎仮議席の指定について

○臨時議長（中島達也君）

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

休憩をいたします。

午前9時47分 休憩

午前10時10分 再開

○臨時議長（中島達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎選第3号について

○臨時議長（中島達也君）

日程第2、選第3号 下呂市議会議長の選挙を行います。

議長選挙は投票により行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は14名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に仮議席1番
下平裕次郎君、仮議席2番 桂川融己君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔挙手する者なし〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

投票箱は異状なしと認めます。

この際、念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票をお願いします。なお、名字が同じ議員がお
られますので、必ず名前まで記載されるようお願いいたします。

ただいまから投票を行います。

仮議席1番から順番に投票願います。

〔投 票〕

投票漏れはありませんか。

〔挙手する者なし〕

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

ただいまから開票を行います。立会人は開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票、これは先ほどの出席議員数と符合しております。

有効投票13票、無効投票1票。

有効投票のうち、中島達也13票、以上のとおりであります。

有効投票数の4分の1以上が法定得票数となります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、私、中島達也が議長に当選いたしました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

ただいま私、中島達也が議長に当選しましたので、当選の承諾をし、一言御挨拶をさせていただきます。

○新議長（中島達也君）

大変重責を感じております。今、議会は新しい風が吹き荒れております。この風を下呂市発展
のためにつなげるよう頑張っていきたいと思っております。皆様方の御協力、御支援をよろしくお願

いします。ありがとうございました。

○臨時議長（中島達也君）

以上をもちまして、臨時議長の職務を全て終了いたしました。御協力ありがとうございました。

ここで休憩をいたします。再開は10時30分といたします。

午前10時20分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（中島達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより私が議長の職務を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しております。

追加日程を会議システムで配付いたしましたので御確認をお願いします。

〔追加日程配付〕

お諮りいたします。ただいま配付されました議事日程（第1号の追加1）を議事日程（第2号）の前に追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議事日程（第1号の追加1）を日程に追加いたします。

◎議席の指定について

○議長（中島達也君）

追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって定めることになっております。議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（中島達也君）

追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、1番 下平裕次郎君、2番 桂川融己君を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（中島達也君）

追加日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日 1 日と決定いたしました。

◎諸般の報告について

○議長（中島達也君）

追加日程第 4、諸般の報告を行います。

定期監査結果報告、例月現金出納検査報告は、お手元に配付のとおりですので御承知願います。

◎選第 4 号について

○議長（中島達也君）

追加日程第 5、選第 4 号 下呂市議会副議長の選挙を行います。

副議長選挙は投票により行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は14名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第31条第 2 項の規定により、立会人に 3 番 大西尚子さん、4 番 高井範和君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔挙手する者なし〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

投票箱は異状なしと認めます。

この際、念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票を願います。なお、名字が同じ議員がおられますので、必ず名前まで記載されるようお願いいたします。

ただいまから投票を行います。

議席番号 1 番から順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔挙手する者なし〕

投票漏れなしと認めます。以上で投票を終了いたします。

ただいまから開票を行います。立会人は開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票、これは先ほどの出席議員数と符合しております。有効投票14票。

有効投票のうち、尾里集務君14票、以上のとおりであります。

有効投票数の4分の1以上が法定得票数となります。この選挙の法定得票数は4票であります。よって、尾里集務君が副議長に当選されました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

ただいま副議長に当選されました尾里集務君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

当選の承諾及び挨拶をお願いいたします。

御登壇ください。

○新副議長（尾里集務君）

このたび副議長に当選させていただきました。議長を全力でサポートし、皆様方と一緒にこの議会を盛り上げていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也君）

これにて副議長選挙を終了いたします。

ここで、5番 桂川いずみさんより発言の取消しの申出がございましたので、許可いたします。

○5番（桂川いずみ君）

自己紹介の際に不適切な当選のお礼とも受け止められる言葉を申し上げました。おわびして発言を取消しさせていただきます。配慮が足らず大変申し訳ございませんでした。

○議長（中島達也君）

休憩いたします。

なお、市長をはじめ執行部の皆様は一時退席をお願いいたします。

午前10時42分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（中島達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発第1号について（提案説明・採決）

○議長（中島達也君）

追加日程第6、発第1号 下呂温泉街整備特別委員会の設置に関する決議についてを議題いたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

13番 今井政良君。

○13番（今井政良君）

発第1号 下呂温泉街整備特別委員会の設置に関する決議について説明いたします。

下呂市議会会議規則第14条第1項の規定により、別紙のとおり、下呂温泉街整備特別委員会の設置に関する決議を提出する。令和6年4月30日提出。提出者、下呂市議会議員 今井政良、賛成者、下呂市議会議員 森哲士。

提案理由を説明します。下呂駅や旧下呂温泉病院跡地及び歴史的資源を活用した景観まちづくり事業を含めた下呂温泉街整備に係る検討を進めるため、設置するものであります。

下呂温泉街整備特別委員会の設置に関する決議について。

次のとおり、下呂温泉街整備特別委員会を設置するものとする。

名称、下呂温泉街整備特別委員会。2番、設置の根拠、地方自治法第109条及び下呂市議会委員会条例第6条。3. 目的、下呂駅や旧下呂温泉病院跡地及び歴史的資源を活用した景観まちづくり事業を含めた下呂温泉街整備に係る検討を行うため。4. 委員の定数、13名。以上です。

○議長（中島達也君）

質疑、討論を省略し、採決を行います。

発第1号 下呂温泉街整備特別委員会の設置に関する決議について、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、発第1号については原案のとおり可決されました。

◎発第2号について（提案説明・採決）

○議長（中島達也君）

追加日程第7、発第2号 濃飛横断道・リニア特別委員会の設置に関する決議についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

12番 中島ゆき子さん。

○12番（中島ゆき子君）

発第2号 濃飛横断道・リニア特別委員会の設置に関する決議について。

下呂市議会会議規則第14条第1項の規定により、別紙のとおり、濃飛横断道・リニア特別委員会の設置に関する決議を提出する。令和6年4月30日提出。提出者、下呂市議会議員 中島ゆき子、賛成者、下呂市議会議員 田口琢弥。

提案理由、濃飛横断自動車道とリニア中央新幹線の整備促進を図るため、設置するもの。

濃飛横断道・リニア特別委員会の設置に関する決議。

次のとおり、濃飛横断道・リニア特別委員会を設置するものとする。

1. 名称、濃飛横断道・リニア特別委員会。2. 設置の根拠、地方自治法第109条及び下呂市議会委員会条例第6条。3. 目的、濃飛横断自動車道とリニア中央新幹線の整備促進を図るため。4. 委員の定数、7名。以上でございます。

○議長（中島達也君）

質疑、討論を省略し、採決を行います。

発第2号 濃飛横断道・リニア特別委員会の設置に関する決議について、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、発第2号については原案のとおり可決されました。

◎発第3号について（提案説明・採決）

○議長（中島達也君）

追加日程第8、発第3号 議会改革特別委員会の設置に関する決議についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

尾里集務君。

○11番（尾里集務君）

発第3号 議会改革特別委員会の設置に関する決議について。

下呂市議会会議規則第14条第1項の規定により、別紙のとおり、議会改革特別委員会の設置に関する決議を提出する。令和6年4月30日提出。提出者、下呂市議会議員 尾里集務、賛成者、下呂市議会議員 鷺見昌己。

提案理由、議会の改革を進めるため、設置するもの。

議会改革特別委員会の設置に関する決議。

次のとおり、議会改革特別委員会を設置するものとする。

1. 名称、議会改革特別委員会。2. 設置の根拠、地方自治法第109条及び下呂市議会委員会条例第6条。3. 目的、議会の改革を進めるため。4. 委員の定数、5名。以上です。

○議長（中島達也君）

質疑、討論を省略し、採決を行います。

何かありましたか。

○7番（鷺見昌己君）

今の人数ですけど、5ではなく7だと思います。

○議長（中島達也君）

それでは、提出者、訂正をお願いします。

○11番（尾里集務君）

すみません。先ほど議会改革特別委員会の4番、委員の定数を5名と申しましたが、7名の誤りでした。訂正しておわび申し上げます。

○議長（中島達也君）

質疑、討論を省略し、採決を行います。

発第3号 議会改革特別委員会の設置に関する決議について、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、発第3号については原案のとおり可決されました。

◎発第4号について（提案説明・採決）

○議長（中島達也君）

追加日程第9、発第4号 広報広聴特別委員会の設置に関する決議についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

10番 田中喜登君。

○10番（田中喜登君）

発第4号 広報広聴特別委員会の設置に関する決議について。

下呂市議会会議規則第14条第1項の規定により、別紙のとおり、広報広聴特別委員会の設置に関する決議を提出する。令和6年4月30日提出。提出者、下呂市議会議員 田中喜登、賛成者、下呂市議会議員 加藤久人。

提案理由、議会の広報広聴活動を推進するため、設置するもの。

広報広聴特別委員会の設置に関する決議。

次のとおり、広報広聴特別委員会を設置するものとする。

1. 名称、広報広聴特別委員会。2. 設置の根拠、地方自治法第109条及び下呂市議会委員会条例第6条。3. 目的、議会の広報広聴活動を推進するため。4. 委員の定数、資料では5名となっておりますが、7名でございます。

〔発言する者あり〕

失礼いたしました。広報広聴委員会の委員の定数は5名でございます。以上です。

○議長（中島達也君）

今の趣旨説明の質疑、討論を省略し、採決を行います。

発第4号 広報広聴特別委員会の設置に関する決議について、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、発第4号については原案のとおり可決されました。

休憩をいたします。再開は館内放送でお知らせします。

午前11時14分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（中島達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎下呂市議会常任委員の選任について

○議長（中島達也君）

追加日程第10、下呂市議会常任委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。下呂市議会常任委員の選任については、下呂市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議長において指名をいたします。

今から指名名簿を会議システムで配付いたしますので御確認ください。

〔名簿配付〕

ただいまから指名名簿を事務局長より朗読をしていただきます。

議会事務局長。

○議会事務局長（田添 誠君）

それでは、委員を朗読させていただきます。

民生教育まちづくり常任委員、2番 桂川融己議員、3番 大西尚子議員、4番 高井範和議員、7番 鷺見昌己議員、9番 森哲士議員、12番 中島ゆき子議員、14番 中島達也議員の以上7名です。

続いて、総務産業建設常任委員、1番 下平裕次郎議員、5番 桂川いずみ議員、6番 加藤久人議員、8番 田口琢弥議員、10番 田中喜登議員、11番 尾里集務議員、13番 今井政良議員の以上7名でございます。

続いて、予算決算常任委員、議長を除く13名の議員でございます。

○議長（中島達也君）

以上のとおり指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を常任委員に選任することに決定いたしました。

次に、正・副委員長を報告いたします。

民生教育まちづくり常任委員会委員長、12番 中島ゆき子議員、副委員長、9番 森哲士議員。総務産業建設常任委員会委員長、10番 田中喜登議員、副委員長、8番 田口琢弥議員。予算決算常任委員会委員長、9番 森哲士議員、副委員長、8番 田口琢弥議員。

以上のとおりであります。

◎下呂市議会運営委員の選任について

○議長（中島達也君）

追加日程第11、下呂市議会運営委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。下呂市議会運営委員の選任については、下呂市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議長において指名をいたします。

指名名簿を事務局長に朗読していただきます。

議会事務局長。

○議会事務局長（田添 誠君）

それでは、委員を朗読させていただきます。

議会運営委員、6番 加藤久人議員、7番 鷺見昌己議員、8番 田口琢弥議員、9番 森哲士議員、10番 田中喜登議員、12番 中島ゆき子議員、13番 今井政良議員の以上7名でございます。

○議長（中島達也君）

以上のとおり指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

次に、正・副委員長を報告します。

議会運営委員会委員長、13番 今井政良議員、副委員長、7番 鷺見昌己議員。

以上のとおりであります。

◎下呂市議会特別委員の選任について

○議長（中島達也君）

追加日程第12、下呂市議会特別委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。下呂市議会特別委員の選任については、下呂市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。

指名名簿を事務局長より朗読していただきます。

議会事務局長。

○議会事務局長（田添 誠君）

それでは、委員を朗読させていただきます。

下呂温泉街整備特別委員、議長を除く13名の議員でございます。

濃飛横断道・リニア特別委員、3番 大西尚子議員、5番 桂川いずみ議員、7番 鷺見昌己議員、8番 田口琢弥議員、9番 森哲士議員、10番 田中喜登議員、13番 今井政良議員の以上7名でございます。

議会改革特別委員、1番 下平裕次郎議員、2番 桂川融己議員、4番 高井範和議員、7番 鷺見昌己議員、8番 田口琢弥議員、12番 中島ゆき子議員、13番 今井政良議員の以上7名でございます。

広報広聴特別委員、1番 下平裕次郎議員、2番 桂川融己議員、10番 田中喜登議員、11番 尾里集務議員、12番 中島ゆき子議員の以上5名でございます。

○議長（中島達也君）

以上のとおり指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を特別委員に選任することに決定いたしました。

次に、正・副委員長を報告します。

下呂温泉街整備特別委員会委員長、8番 田口琢弥議員、副委員長、10番 田中喜登議員。濃飛横断道・リニア特別委員会委員長、7番 鷺見昌己議員、副委員長、13番 今井政良議員。議会改革特別委員会委員長、7番 鷺見昌己議員、副委員長、12番 中島ゆき子議員。広報広聴特別委員会委員長、2番 桂川融己議員、副委員長、1番 下平裕次郎議員。

以上のとおりであります。

◎選第5号について

○議長（中島達也君）

追加日程第13、選第5号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について、選挙を行います。

定数は1名であります。

お諮りいたします。岐阜県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項により、広域連合議員は関係市町村の長、副市町村長、または監査委員のうちから議会において1人を選挙するとなっております。したがって、選挙する議員は1名となります。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に、市長 山内登君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました市長 山内登君を岐阜県後期高齢

者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、市長 山内登君が岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選された市長 山内登君が議場におられます。下呂市議会会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

これにて岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を終了いたします。

休憩いたします。再開は館内放送にてお知らせします。

午後1時09分 休憩

午後1時50分 再開

○議長（中島達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎承第1号から承第3号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島達也君）

令和6年第3回下呂市議会臨時会議事日程（第2号）、日程第3、承第1号 専決処分の承認について（下呂市税条例の一部を改正する条例）、日程第4、承第2号 専決処分の承認について（下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、日程第5、承第3号 専決処分の承認について（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う下呂市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例）、以上3件を一括議題といたします。

承第1号から承第3号までの3件について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（野村 穰君）

議案書の1ページをお願いいたします。

承第1号 専決処分の承認について（下呂市税条例の一部を改正する条例）。

別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。令和6年4月30日提出。

提案理由でございます。地方税法等の一部改正に伴い、下呂市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

2ページをお開きください。

令和6年3月31日付の専決処分書でございます。

詳細は条例要綱で説明をいたしますので、34ページをお開きください。

下呂市税条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由、先ほど提案理由でも申し上げましたが、地方税法等の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

2. 概要、(1)市県民税、固定資産税（特別土地保有税）の減免について、職権による減免を可能とする規定を追加します。第51条、第71条、第139条の3関係でございます。大規模災害があった際に災害減免の適用が明らかな場合は、申請書がなくても職権で災害減免の適用を可能とするものでございます。

(2)令和6年能登半島地震災害に係る特例の整備に伴い、対応する規定を改めます。附則第5条の2関係でございます。能登半島地震の発災は1月1日であり、本来は災害による損失、雑損控除については6年分適用となりますが、5年分適用ができることとしました。これにより、被災者は6年度住民税、所得税が軽減されます。

(3)地方税法の改正に伴い、対応する規定を改めます。附則第6条、附則第8条関係でございます。

(4)定額減税に係る法規定の整備に伴い、対応する規定を改めます。附則第7条の5、附則第7条の6、附則第7条の7、附則第7条の8、附則第8条、附則第16条の3、附則第16条の4、附則第17条、附則第18条、附則第19条、附則第20条、附則第20条の2、附則第20条の3関係でございます。これは、本年6月以降に予定されております定額減税について規定をするものでございます。

(5)わがまち特例の割合を定める規定の新設に伴い、対応する規定を改めます。附則第10条の2関係でございます。今回は、バイオマス発電設備について追加されました。

(6)新築の認定長期優良住宅のうち、区分所有に係る住宅の特例について申告書の提出がない場合でも一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用することとする規定の新設に伴い、対応する規定を改めるものでございます。

(7)土地に係る固定資産税の特例期間の延長に伴い、対応する規定を改めます。附則第11条、附則第11条の2、附則第12条、附則第13条、附則第15条関係でございます。3年に1度の評価替えにおいて、土地価格の激変による課税額の負担を緩和するもので、現行の令和3年度から実施している負担調整措置等を3年、令和6年度から8年度まで延長する規定でございます。

(8)この条例は、令和6年4月1日から施行します。改正附則第1条関係でございます。

(9)固定資産税に関する経過措置について定めます。改正附則第2条関係でございます。

本条例については以上でございます。

それでは、議案書の35ページをお願いいたします。

承第2号 専決処分の承認について（下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）でございます。

別紙のとおり専決処分としたので、その承認を求める。令和6年4月30日提出。

提案理由でございます。地方税法施行令の一部改正に伴い、下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

36ページをお開きください。

令和6年3月31日付の専決処分書でございます。

詳細は条例要綱で説明いたしますので、40ページをお願いします。

下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由、地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和6年3月30日に公布され、令和6年4月1日に施行されることに伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

2. 概要、(1)後期高齢者支援金に係る課税限度額を22万円から24万円に引き上げます。第2条第3項、第23条第1項関係でございます。これは課税対象者を広げるものでございます。

(2)低所得者に対し、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する基準について、5割減額の対象となる所得の算定において、被保険者等の数に乘すべき金額を29万円から29万5,000円に、2割減額の対象となる所得の算定において、被保険者等の数に乘すべき金額を53万5,000円から54万5,000円に引き上げます。第23条第1項関係でございます。これは、国民健康保険税における軽減措置の改正で、5割軽減と2割軽減措置の対象者の範囲を拡充するものでございます。

(3)この条例は、令和6年4月1日から施行します。附則第1項関係でございます。

(4)改正後の下呂市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとします。附則第2項関係でございます。

引き続き41ページをお願いいたします。

承第3号 専決処分の承認について（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う下呂市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例）。

別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。令和6年4月30日提出。

提案理由でございます。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う下呂市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

42ページをお開きください。

令和6年3月31日付の専決処分書でございます。

詳細は条例要綱で説明をいたしますので、44ページをお開きください。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う下呂市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由でございます。提案理由のとおり、省令の一部改正に伴う改正でございます。

2. 概要です。(1)適用期限を3年延長します。令和9年3月31日まで延長するものでございます。制定附則第2項関係でございます。これは地方税の課税免除等に係る減収補填措置の適用期限が3年間延長されることによりまして、本市の課税免除も3年延長するものでございます。

(2)この条例は、公布の日から施行いたします。改正附則関係でございます。

以上でございます。３議案につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也君）

これより本３件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました承第１号から承第３号までの３件については、会議規則第37条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、承第１号から承第３号までの３件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本３件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本３件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

承第１号 専決処分の承認について（下呂市税条例の一部を改正する条例）、本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、承第１号については承認することに決定いたしました。

承第２号 専決処分の承認について（下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、承第２号については承認することに決定いたしました。

承第３号 専決処分の承認について（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う下呂市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例）、本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、承第3号については承認することに決定いたしました。

◎承第4号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島達也君）

日程第6、承第4号 専決処分の承認について（令和6年度下呂市一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

承第4号について提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志君）

それでは、議案書の45ページをお開きください。

承第4号 専決処分の承認について（令和6年度下呂市一般会計補正予算（第1号））。

別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。令和6年4月30日提出。

提案理由でございます。令和6年4月8日から9日の豪雨により公共土木施設が被災し、早急に復旧対応するための測量設計費の増額補正を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

続いて、46ページをお開きください。

令和6年4月12日付の専決処分書です。

詳細は補正予算書にて説明をいたします。

47ページを御覧ください。

令和6年度下呂市一般会計補正予算（第1号）。

令和6年度下呂市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,198万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ234億5,198万9,000円とするものです。款項の区分、金額等は第1表 歳入歳出予算補正によるものです。

事項別明細書で説明しますので、50ページをお開きください。

歳入でございます。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目基金繰入金は2,198万9,000円の増額で、今回の災害復旧費に対する財源として、災害の予防、応急対策、復旧、援護等の財源に充てるために設置している災害対策基金から繰り入れるものでございます。

51ページを御覧ください。

歳出でございます。

11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目公共土木施設災害復旧費の2,198万9,000円の増額は、本年4月8日から9日の豪雨により被災した馬瀬地域の市道坂本線2について、補助採択に向けて、限られた期間に被災状況及び復旧事業費の確定報告をするために必要な測量設計委託料を増額補正するものでございます。

以上で承第４号、令和６年度下呂市一般会計補正予算（第１号）の説明を終わります。御承認のほどよろしく願いをいたします。

○議長（中島達也君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明をいただきました承第４号については、会議規則第37条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

承第４号 専決処分の承認について（令和６年度下呂市一般会計補正予算（第１号））、本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、承第４号については承認することに決定いたしました。

◎同第５号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島達也君）

日程第７、同第５号 下呂市固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

同第５号について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山内 登君）

同第５号 下呂市固定資産評価員の選任について。

次の者を下呂市固定資産評価員に選任することについて、地方税法第404条第２項の規定によ

り、議会の同意を求めるものでございます。

氏名、江原由佳。住所、年齢は記載のとおりでございます。令和6年4月30日提出。

提案理由でございますが、本年4月1日の下呂市の人事異動に伴いまして、税務課長が交代したことにより、改めて固定資産評価員を選任するものでございます。

御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中島達也君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました同第5号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

同第5号 下呂市固定資産評価員の選任について、本件を同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第5号については同意することに決定いたしました。

◎議第57号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島達也君）

日程第8、議第57号 下呂市職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議第57号について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（野村 穰君）

53ページをお願いいたします。

議第57号 下呂市職員定数条例の一部を改正する条例について。

下呂市職員定数条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和6年4月30日提出。

提案理由です。令和6年4月の人事異動に伴い職員定数を改めるため、当該条例の一部を改正するものでございます。

概要について説明いたしますので、55ページを御覧ください。

下呂市職員定数条例の一部を改正する条例要綱でございます。

改正理由は先ほど申しましたので省略いたします。

2. 概要です。今回の人事異動におきましては、新たな部署の設置や管理職の増員配置など、業務遂行力の向上やコンプライアンス強化を主眼として行っており、議会及び監査委員事務局においてもその一環による配置を行っております。議会事務局の定数を3人から4人に改めます。議会活動をより強力に支援できる体制の整備を目指し、議会総務課の職員を1名増員したことによります。

次に、監査委員事務局の定数について、兼任を1名から3名に増員します。議会事務局長が監査委員事務局長を兼任する1名の兼任体制から、議会総務課職員2名も兼任職員に加えた3名の兼任体制とし、監査課のより安定した執務体制の確保を目指すものです。第2条関係でございます。

この条例については、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用します。附則関係です。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

9番 森哲士君。

○9番（森 哲士君）

今の下呂市職員定数条例の一部を改正する条例なんですけれども、この中でやはり今議会事務局と、それから監査委員の、これは同じフロアになっているというところもありますが、議会の事務局の仕事と監査委員の仕事というのは全然業務が違うわけでありまして、そういった中で僕が懸念しておるのは兼任というところなんですけれども、兼任の中で、やはり新しい年度になりまして、各職員皆さん多分業務分掌表等を出されているというふうに思いますけれども、そういった中でしっかりとすみ分けがされているのかということと、それから業務の分担はしっかりとされているのかというところを質問いたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（中島達也君）

総務部長。

○総務部長（野村 穰君）

この4月1日付の人事でございますが、昨年度3月15日に内示をいただきました。その間約2週間ほど時間がありまして、その意味はと申しますと4月1日付からしっかり業務ができるように、事務の分掌をしっかり決めて引継ぎをなさйтеということです。

今回の異動につきましても、そのとおり事務分掌表を早めに決めて引継ぎをいたしておりますので、4月1日からきちんと業務に当たらせていただいております。以上でございます。

○議長（中島達也君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま説明いただきました議第57号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第57号 下呂市職員定数条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第57号は原案のとおり可決されました。

追加日程を会議システムで配付いたしますので確認をお願いします。

〔追加日程配付〕

日程についてお諮りいたします。ただいまお手元に配付しております議事日程（第2号の追加1）、追加日程第14、閉会中の継続調査申出についてを日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議事日程（第2号の追加1）、追加日程第14、閉会中の継続調

査申出についてを議題とします。

◎閉会中の委員会継続調査申出について

○議長（中島達也君）

各常任委員長、議会運営委員長及び特別委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、所管事務等について閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここで、市長より発言の申出がありましたので、許可いたします。

市長。

○市長（山内 登君）

令和6年第3回下呂市議会臨時会閉会に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきます。

初めに、本日上程いたしました全議案を可決、御承認いただき、誠にありがとうございました。また、本日の役員改選により、新たに議長、副議長に就任されました中島達也議員、尾里集務議員、また同じく新たに就任されました各委員会委員長、副委員長の皆様方には、今後1年間大変お世話になりますが、よろしく御指導御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

最後になりますが、皆様方の今後ますますの御活躍並びに御健勝、御多幸を御祈念申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（中島達也君）

これをもちまして、本臨時会に付議されました議案は全て議了いたしました。

令和6年第3回下呂市議会臨時会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

午後2時21分 閉会

以上会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年4月30日

臨時議長
議長

中 島 達 也

署名議員 1 番

下 平 裕 次 郎

署名議員 2 番

桂 川 融 己